

○自動車運転代行業約款の改定（平成 28 年 10 月 1 日実施）

平成 28 年 9 月 30 日まで

随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講ずる

近年、随伴用自動車による重大事故が発生していることから、標準自動車運転代行業約款において随伴用自動車の運行による自動車損害賠償責任が追加されました。平成 28 年 10 月 1 日から実施となりますが、契約手続等にある程度時間がかかりますので、事前に余裕を持って契約手続きを済ませましょう。

・改正された標準自動車運転代行業約款（以下、改正標準約款）と同一の約款を定める場合

改正標準約款の内容に適合する随伴用自動車の損害賠償措置を講ずるよう、契約を締結して下さい。なお、随伴用自動車の損害賠償措置としては、一般的な自動車の任意保険等になりますが、契約の際には以下の点にご注意ください。

※対人 8,000 万円以上 対物 200 万円以上

車の使用目的「業務用」

不担保条件が付されている場合、**運転代行業務従事者が補償を受けられる条件に合致していること**

平成 28 年 10 月 1 日から

変更した約款を営業所に掲示する

改正標準約款と同一の約款を定め、それを営業所に掲示して下さい（法第 13 条第 1 項）。

平成 28 年 10 月 1 日から

約款変更に伴う利用者への役務提供の条件説明用書面の変更

利用者に運転代行役務を提供する際、自動車運転代行業約款の概要を記載した書面を交付するとともに口頭で説明（法第 15 条、国交省令第 6 条）しなければなりません。説明用書面の内容に改正標準約款を反映させたものを使用しましょう。

※国土交通省と業界団体協同で標準化した様式を作成予定です。標準化した様式は今般の対策による改正点も含めて内容を整理していますので、是非ご活用ください。

・標準約款以外の約款を定める場合

約款の実施予定日の 30 日前（平成 28 年 8 月 31 日）まで

自動車運転代行業約款設定（変更）届出書を都道府県知事に提出して下さい（法第 13 条第 3 項、法施行令第 7 条第 1 項）。詳しくは都道府県担当窓口へお問い合わせ下さい。

注：約款の内容が改正標準約款の内容を下回るものは認められません。

平成 28 年 9 月 30 日まで

約款に基づき、随伴用自動車の損害賠償措置を講ずるよう、契約を締結して下さい。

平成 28 年 10 月 1 日から

変更した約款を営業所に掲示しなければなりません（法第 13 条第 1 項）。

利用者に運転代行役務を提供する際、自動車運転代行業約款の概要を記載した書面を交付するとともに口頭で説明（法第 15 条、国交省令第 6 条）しなければなりません。説明用書面の内容に変更した約款の内容を反映させたものを使用しましょう。